

税の申告

郵送でも受け付け

所得税・市県民税の申告の時期になりました。申告期間は2月16日から3月15日までです。早めに済ませましょう。なお、所得税の申告をした人は市県民税の申告は必要ありません。

勢多会館で

所得税の確定申告

二月十六日 から三月十五日までの平日午前九時から午後四時まで（還付・贈与税の申告は二月二日 から勢多会館南町四丁目）で受け付けます。

今年はこのほか、二月二十二日と二十九日にも、申告の相談や受け付けを行います。ご利用ください。

確定申告が必要な人

事業所得がある 不動産所得がある 一時所得があった 昨年中に土地、建物、株式などを売却した人などで、所得金額が所得控除額の合計額を超えている。

また、給与所得者で次に該当する人は、申告をしなければなりません。

年間の給与収入が二千万円を超える 給与の支払いを一人から受けている人で、給与所得以外の所得が二十万円を超える 給与などの支払いを一人所以上から受けている 途中退職などで年末調整を行っていない。

申告書には収支内訳書を添付（不動産・事業・農業・山林所得などがある人は、収支内訳書を作成し、申告書に添付しな

介護保険料なども控除の対象です

医療費控除の対象となる介護サービス				
区分	対象者	対象サービス	対象費用の額	その他
区分 介護福祉施設	要介護度1～5の要介護認定を受けて介護老人福祉施設に入所している人	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）を利用	・介護費（自己負担額）の1/2 ・食費（自己負担額）の1/2	施設で発行する領収書が必要
区分 居宅サービス	以下の要件を両方満たしている人 居宅サービス計画（市町村に作成依頼書を提出したものに限り）に基づいて居宅サービスを利用している 上の居宅サービス計画に次のサービスのいずれかが位置付けられている ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導 ・通所リハビリテーション ・短期入所療養介護	左のサービスと併せて利用する以下の居宅サービス ・訪問介護（生活援助・家事援助サービス部分を除く） ・訪問入浴介護 ・通所介護 ・短期入所生活介護	左の保険給付に係る居宅サービス費用（自己負担分）	サービス事業者で発行する領収書が必要
		・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導 ・通所リハビリテーション ・短期入所療養介護	左の保険給付に係る居宅サービス費用（自己負担分）	

ればなりません。

介護保険料も社会保険料控除

平成十五年中に納めた介護保険料も社会保険料控除の対象になります。また、介護保険サービスの利用料も一部医療費控除の対象となるものがあります（右表のとおり）。

申告書は自分で記入

申告書は「所得税の確定申告

の取り扱い」を参考に、自分で記入してください。郵送でも受け付けます。また、勢多会館へ申告書の作成や相談に出掛けるときは、筆記用具や電卓、所得関係書類（源泉徴収票など）、控除関係証明書類（生命保険の控除証明など）を忘れずに用意してください。

なお、国税庁のホームページ

介護保険料
社会保険料控除の対象です。
：問い合わせは介護高齢福祉課 890 6157へ。
おむつ代、医療費控除の対象として認められるためには、医師の発行した証明書が必要になります。ただし、前年度以前から控除を受けている人は、市で医師の証明書に代わる確認書を交付できる場合がありますので、お問い合わせください。
：問い合わせは介護高齢福祉課 890 6155へ。

特別障害者
寝たきりのお年寄りを介護している、特別障害者控除を受けの人に、認定書を発行します。対象は六十五歳以上で六カ月以上寝たきり（重度の痴ほうを含む）のお年寄り本人とその人を税法上扶養している人。申し込みは市役所介護高齢福祉課（890 6133）へ直接

従来どおり医療費控除の対象となります。
：問い合わせは介護高齢福祉課 890 6157へ。
おむつ代
おむつ代が、医療費控除の対象として認められるためには、医師の発行した証明書が必要になります。ただし、前年度以前から控除を受けている人は、市で医師の証明書に代わる確認書を交付できる場合がありますので、お問い合わせください。
：問い合わせは介護高齢福祉課 890 6155へ。

では、確定申告書を自分で作成することが出来ます。アドレスは <http://www.nta.go.jp> です。

納税は口座振替が便利
口座振替は納め忘れもなく、大変便利です。ぜひご利用ください。

：問い合わせは前橋税務署
224 4422、税務相談室
223 3426へ。